

# 規制の事前評価書

法 令 案 の 名 称 : 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案

規 制 の 名 称 : 労働安全衛生法関係法令の改正に伴うラベル表示・S D S等交付の義務対象物質の範囲の変更（追加）

規 制 の 区 分 : 新設 拡充 緩和 廃止

担 当 部 局 : 厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

評 価 実 施 時 期 : 令和7年11月

## 1 規制の必要性・有効性

### 【新設・拡充・緩和】

#### <法令案の要旨>

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第57条第1項の規定に基づき、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「政令」という。）第18条に定める化学物質については、譲渡又は提供に当たって容器等に名称等を表示（以下「ラベル表示」という。）しなければならないとされている。また、法第57条の2第1項の規定に基づき、令第18条の2に定める化学物質については、譲渡又は提供に当たって名称等を文書の交付等（以下「S D S交付等」という。）により相手方に通知しなければならないとされている。
- 政令第18条及び第18条の2においては、ラベル表示及びS D S交付等をしなければならない化学物質（以下「ラベル表示・S D S交付等の義務対象物質」という。）として、国が行う化学品の分類（産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格Z7252に定める方法による化学物質の危険性及び有害性の分類をいう。以下同じ。）の結果、危険性又は有害性があるものと令和6年3月31日までに区分された物のうち、政令第18条第2号イからハまで及び第18条の2第2号イからハまでに掲げる物以外のもので厚生労働省令で定めるもの等を規定しているが、今般、化学物質の危険性及び有害性に係る新たな知見をもとに令和7年3月31日までに国が行った化学品の分類の結果を踏まえて、ラベル表示・S D S交付等の義務対象物質を追加するもの。

#### <規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- 令和3年度の職場における化学物質等の管理のあり方に係る検討会においては、化学物質による休業4日以上の労働災害のうち、特定化学物質障害予防規則等の規制の対象外物質を原因とするものが約8割を占めていることから、「化学物質ごとの個別具体的な法令による規制」から、「国が行う化学品の分類の結果、危険有害性があるものと区分された全ての化学物質をラベル・S D S等対象物質とする」考え方へ転換するとされた。
- このため、令和4、5年度に政令等を改正し、国が行う化学品の分類において危険性又は有害性があるものとされた物質（以下「危険有害物」という。）全てについて、ラベル表示・S D S交付等の義務対象物質に位置づけ、当該化学物質を譲渡し、又は提供しようとする者は、ラベル表示及びS D S交付等をするとともに、事業者がこれらの化学物質を製造し、又は取り扱うときにはリスクアセスメントの実施を行うことを義務付ける制度が令和6年4月に全面施行された（ラベル表示・S D S交付等の義務対象物質の追加は令和8年4月までに順次施行）。

- 令和6年3月31日までに国が行った化学品の分類で危険有害性を有するものとされた物質については、政令等の改正により令和9年4月までにラベル表示・SDS交付等の義務対象物質に追加される予定であるが、令和7年3月31日までに行なった分類において、新たに約30物質について危険有害性があるとされた。

#### ＜必要となる規制新設・拡充の内容＞

- 令和7年3月31日までの国が行った化学品の分類において、新たに危険有害性があると区分された物質について、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質に追加する。

### 2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

#### 【新設・拡充】

##### ＜その他の規制手段の検討状況＞

検討した 検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

- 本規制は、令和4年の政令等の改正の際に専門家検討会及び審議会において、「新たな化学物質規制として、国が行う化学品の分類の結果、危険有害性を有するものと区分された全ての化学物質をラベル・SDS等対象物質とする考え方へ転換する」という方針を受けたものであり、本制度の考え方へ沿って、規制対象とする化学物質の範囲を最新の情報に基づき変更する手法が、労働災害防止のために最も適切かつ有効的な手段であると考えられるため、他の規制手段は検討していない。
- 本規制の拡充は、国が行う専門家会議による評価・分類で、最新の知見に基づき新たに危険性又は有害性を有するとされた物質をラベル表示・SDS交付等の義務対象物質に追加するものあり、本制度を見直すものではない。

##### ＜その他非規制手段の検討状況＞

非規制手段を全く導入しておらず、今回初めて検討した  
非規制手段を全く導入しておらず、今回も検討しなかった  
非規制手段を既に導入しているが、別途の非規制手段も検討した  
非規制手段を既に導入しているため、検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容）

- 前述のとおり、現在の規制手段が妥当であると考えるため、他の非規制手段は検討していない。

### 3 効果（課題の解消・予防）の把握

#### 【新設・拡充】

（労働者への便益について）

- 化学物質のばく露の防止等により、労働者の職業性疾病等の発症による健康障害を防止することができる。なお、本制度を含めた様々な取組を実施することにより、第14次労働災害防止計画では、2022年度と比較して、2027年度には化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発又は火災によるもの）の件数を5%以上減少させることが目標として掲げられている。

（事業者への便益について）

- ・ 新たに対象となった物質に関して健康障害防止措置を実施することにより、労働災害を減少させができる。
- ・ 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）において取られているメリット制の恩恵を受けることにより、保険料率の減少が可能である場合があるほか、全体として保険給付の総量が抑えられることにより、事業者全体にとって、保険料負担の軽減につながるものである。こうした負担の軽減は、事業者の経営の安定化に資するものと考えられる。

(国民全体への便益について)

- ・ 労働者としての国民1人1人の健康確保が図られる。

## 4 負担の把握

### 【新設・拡充】

#### <遵守費用>

本規制により、事業者等に措置を義務付けることに伴い発生する主要な費用は、以下のとおりである。

- ・ 容器・包装への表示（1物質当たり年間数万円～）
- ・ SDSの交付（1物質当たり数千円～）
- ・ リスクアセスメントの実施（1物質当たり数百円～）

なお、本規制では、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質以外の危険有害物については、ラベルの表示、SDS交付及びリスクアセスメントの実施について努めるよう、努力義務が課せられており、6割を超える事業場が既にこれらを実施している（ラベルの表示等：64.2%、SDSの交付：66.4%、リスクアセスメントの実施：52.2%（令和6年「労働安全衛生調査（実態調査）」において、各項目で義務対象物質以外の物質について、「すべて～している」と回答した事業場の割合）。このような事業場では、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質の追加による新たな費用負担は発生しない。

#### <行政費用>

- ・ 国において、本規制の伴う費用、人員等の増減はない。

#### <その他の負担>

- ・ 特になし

## 5 利害関係者からの意見聴取

### 【新設・拡充、緩和・廃止】

意見聴取した 意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

.

#### <主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 市場アクセス改善のためのアクション・プログラムに基づき、駐日大使館等を通じて、外国関係者（事業

主等)からの意見聴取を実施する予定である(令和7年12月を予定)。

- ・パブリックコメントは別途実施予定である(令和8年1月を予定)。
- ・労働安全衛生分科会で審議予定である(令和8年2月を予定)。

**<関連する会合の名称、開催日>**

・

**<関連する会合の議事録の公表>**

・

**6 事後評価の実施時期**

**【新設・拡充、緩和・廃止】**

**<見直し条項がある法令案>**

・

**<上記以外の法令案>**

- ・ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質については、米国労働衛生専門家会議等の国際機関等において職業ばく露限界値等の評価の見直しを行った場合及び特定の化学物質による労働災害が多発した場合等に見直しを行う。また、化学物質管理規制のあり方については「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定)を踏まえ、最長でも本規制の開始(令和10年4月)から5年以内に事後評価を実施する。